

那覇市ちゃ一がんじゅう課

施設グループ

- 。介護保険制度の公的性格から、介護 サービス事業者には<u>適切なサービス提</u> 供だけでなく、法令等の自主的な遵守 がもとめられます。
- ・事業者による不正行為を未然に防止し、介護事業運営をさらに適正なものとしていくため、事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。(介護保険法第115条の32)

業務管理体制とは

- 全ての事業者は「事業者の名称又は氏名及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名、法令遵守責任者の氏名及び生年月日を届け出ることになっています。
- 新規に業務管理体制を整備した介護 サービス事業者は、第1号様式を用い て関係行政機関に届け出てください。
- 届出後、その届け出た事項に変更が あった場合には、遅滞なく、第2号様 式を用いて届出をお願いします。

全ての事業者 において 届け出る必要 があります

受付番号	

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項(整備) 又は第 4 項 (区分の変更) に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

那覇市長 殿

事業者 名 称 代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	事業者(法人)都	 舒号		A				
1	届出の内容		· ·						
	(1)法第115条の	32第2項	関係	(整備)					
	(2)法第115条の				(更)				
	フリガナ								
	名称								
2		(〒	_)					
	主たる事務所		都	道	郡	市			
事	の所在地		府	F県	区				
		(ビルの	名称等	¥)					
		電話番	号		F.	AX番号			
業	法人の種別								
	代表者の職名・	職		フリガラ	ナ		生年	年	月日
La	氏名·生年月日	名		氏 名	1		月日		
者		(〒	_)					
	代表者の住所		都	3道	郡	市			
				f県	区				
		(ビルの	名称等	≨)					
3	事業所名称等	事業所	名称 撒	芒(許可)年月日	介護保険事業所	f番号 (医療機関	等コード)	所 在	地
	及び所在地								
			カ所						
		第2号	法令遵	守責任者	の氏名	(フリカ゛ナ)		生年月日	
4	介護保険法施行規								
則	第140条の40第1	第3号	業務が	法令に適合	合するこ	とを確保	するため	りの規程の	概要
	〔第2号から第4号に								
基	づく届出事項	第4号	業務執	行の状況	しの監査(の方法の	概要		
5	区分変更前行政機関名	5.称、担当部	邵(局)課						
区		番号		A					
分	区分変更の理由								
変	区分変更後行政機関名	名称、担当 部	邵(局)課						
更	区 分 変 更	日			年	月日	1		
	所属							_	
連	絡先 フリガナ			メール			電話		
	氏名			アドレス			番号	-	

受付番号	
------	--

介護保険法第 115 条の 32 第 3 項に基づく 業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

年 月 日

那覇市長 殿

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

|事業者(法人)番号 |A | | | | |

	変更があった事項
1	法人の種別、名称(フリガナ)
2	主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
3	代表者氏名(フリガナ)、生年月日
4	代表者の住所、職名

- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

	変	更	の	内	容
(変更前)					
(変更後)					

	所属) ,	and the	
連絡先	フリガナ	メール	電話	
	氏名	1111	番方	

那覇市に届出が必要な事業者 【これまで】

地域密着型サービスのみを行う事業者 で、指定事業所が那覇市内にのみ所在 する事業者

【4月1日から】

指定事業所が那覇市のみに所在する事 業者 令和3年 4月1日より 届出書の 届出先が 変わります

1 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

〇 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案 などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)

<u>法令遵守</u> マニュアルの整備

法令遵守責任者の選任

法令遵守 に係る監査

<u>法令遵守</u> マニュアルの整備

法令遵守責任者の選任

指定又は許可を受けている事業所数(※1)

20未満

法令遵守責任者の選任

20以上100未満

100以上

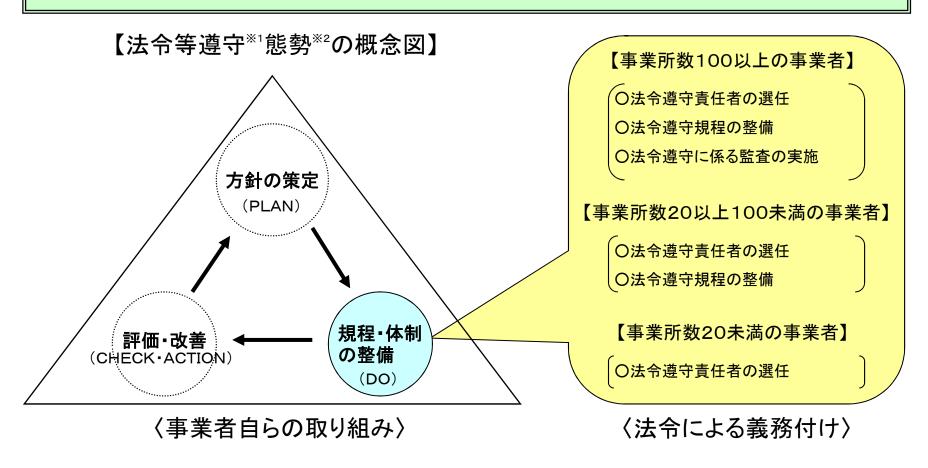
【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生 局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が 同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

- (※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。 (みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、 介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。
- (※2)指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

2 業務管理体制の整備

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。



- ※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を 考慮したもの。
- ※ 2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

【検査の種類】

1. 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために実施。

2. 特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施。

業務管理体制 の確認検査

介護保険法第115条の33に基づき、届出の あった業務管理体制の整備内容及び運用状 況を確認するため、定期的(概ね6年に1 回)に確認検査(一般検査)を実施します。

【書面検査】

所定の報告様式への記載及び関係資料を書 面で報告。

※対象となる事業者に対し届出事項の内容 について確認ができる書類の提出を求めま す。

【実地検査】

書面検査で不備や不明瞭な事項がある場合、事業者へ出向いて面談形式にて行う。

1.一般検査

 \bigcirc

【主な確認内容】

- ① 業務管理体制の全体像(方針策定、内部 規程組織体制の整備、評価改善の状況)
- ② 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ③ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ④ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容
- (注)③、④については、該当する事業者。
- ※届出に不備や不明瞭な事項が認められた 場合には、法令遵守責任者に出頭を求め、 運用状況を聴取し、必要に応じて改善を求 めます。

1.一般検査

2

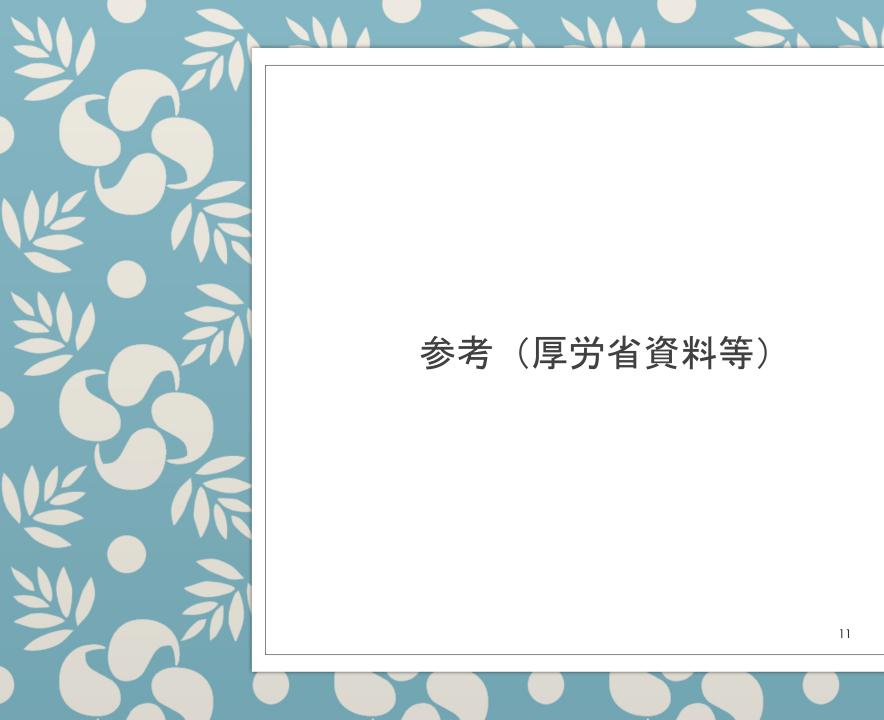
指定取消処分相当事案の原因を検証するため、立入検査通知(事前通知なしの場合もあり)を行い、業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式にて行います。

2. 特別検査



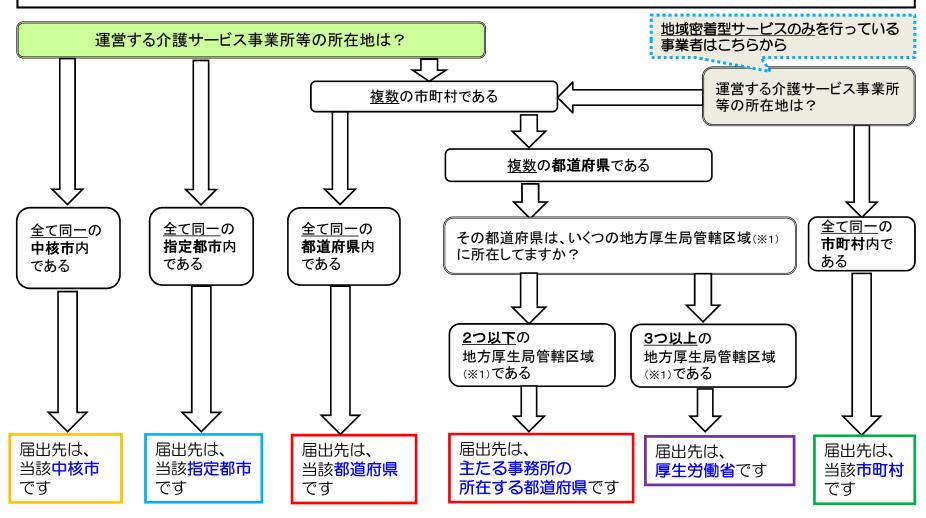
※業務管理体制については、那覇市ちゃ一がんじゅう課ホームページに掲載しています。

※届出が未提出の事業者は、届出先を確認のうえ、提出をお願いします。



〇 業務管理体制の整備に関する届出先の行政機関について

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。



- ※1)地方厚生局管轄区域については、別紙1参照
- ※2)業務管理体制の整備に係る事業所の考え方については、別紙2参照

【別紙1】地方厚生局管轄区域一覧

地方厚生局	管轄区域
北海道厚生局	北海道
東北厚生局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東信越厚生局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県
東海北陸厚生局	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿厚生局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国厚生局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
九州厚生局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【別紙2】業務管理体制整備の届出における事業所の考え方

▶事業所数について

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。 同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は事業所として数えます。 例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せ て受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

▶みなし指定について

みなし指定については、<u>健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は</u>業務管理届出は不要です。

法律	事業者	事業所(介護予防含む)
健康保険法	保険医療機関(病院・診療所)	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リ ハビリテーション、通所リハビリテー ション、短期入所療養介護
	保険薬局	居宅療養管理指導

▶総合事業について

事業者は<u>指定を受けている事業所に関し届出の必要があります</u>ので、総合事業を実施している「第1号訪問事業」「第1号通所事業」等は、業務管理体制整備の届出は不要です。

【参考】介護保険法

第九節 業務管理体制の整備

(業務管理体制の整備等)

- 。 第百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第六項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第百十一条第七項、第百十五条の四第六項、第百十五条の十四第八項又は第百十五条の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
- 2 介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
- 一 次号から第六号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者 都道府県知事
- 二 次号から第六号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの 当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事
- 三 第五号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は 当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。) が一の<u>地方自治法第二百五十二条の十九第一項</u>の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在するもの 指定都市の長
- 四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在するもの 中核市の長
- 五 地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所(当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。)が一の市町村の区域に所在するもの 市町村長

- 六 当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する介護サービス事業者 厚生労働大臣
- 3 前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は市町村長(以下この節において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。
- 4 第二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(報告等)

- 第百十五条の三十三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ② 厚生労働大臣又は前条第二項第二号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、前条第二項第一号に定める都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

- 4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。
- 5 第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

(勧告、命令等)

- 第百十五条の三十四 第百十五条の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を 行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- ② 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ③ 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。